

「 学校法人昭和医科大学 ガバナンス・コード 」 <第1版>

学校法人昭和医科大学

令和7年4月1日

目 次

はじめに	1
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	2
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（昭和医科大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	5
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	9
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	10
4-1 学生に対して	
4-2 職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	12
5-1 情報公開の充実	

はじめに

「学校法人昭和医科大学 ガバナンス・コード<第1版>」は、日本私立大学協会が制定した「私立大学版 ガバナンス・コード」を規範として、学校法人昭和医科大学の实际情况に応じて制定した、公共性と自主性を基本とした自律的なガバナンス・コードです。

1. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続けます。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していきます。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていきます。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義があります。

2. 「私立大学版 ガバナンス・コード」制定における指針

日本私立大学協会全加盟大学を対象とした「私立大学版ガバナンス・コード」は、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」が目的であり、以下の5つの原則に基づき国民に対して宣言するものです。

- (1) 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
- (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保…情報公開等

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人昭和医科大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

① 建学の精神

「至誠一貫」 常に相手の立場にたって、まごころを尽くす

② 理念

本学は、創立者である上條秀介博士の「国民の健康に親身になって尽せる臨床医家を養成する」という願いのもとに設立されました。その後、医学部・歯学部・薬学部および保健医療部の四学部からなる医系総合大学に発展し、人々の健康の回復・維持・増進に貢献すべく、医療に携わる多くの専門家を輩出してきました。

価値観が多様化し、社会構造の変化が地球規模で進む現代では、人々の医療に対する要求は多様かつ高度になり、医療のあり方もそれぞれの専門領域で深化するとともに分化してきました。その一方で、多種の医療専門職が互いに連携して克服すべき課題も生じ、専門領域の新たな統合もされてきています。

このような時代の要請に対して、本学こそ、医系総合大学という特徴を生かして、専門領域の深化と連携をはかり、知の新たな創造をめざすにふさわしく、またその達成が可能であると自ら信じるものです。これまでも増して、建学以来受け継がれてきた「至誠一貫」という建学の精神を体現し、真心を持って国民一人ひとりの健康を守るため孜孜として尽力することを本学の使命とします。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

「至誠一貫」の精神を体現する医療人を育成します。

1-2 教育と研究の目的（昭和医科大学の使命）

（1）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく教育研究の目的、教育目標は次のとおりです。

① 昭和医科大学の教育研究の目的

建学の精神である「至誠一貫」に則り、医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部がそれぞれの専門性を基盤としつつ綿密に連携した医系総合大学の特長を活かし、高い倫理性と教養、豊かな知識と優れた技能とを兼ね備えた医療人を育成するとともに、多職種連携を促進し、日々発展する生命科学と先進的な医療を探求することにより、人類の健康と福祉に貢献することを教育研究の目的とします。

② 医学部の教育目標

ア 質の高い患者本位のチーム医療を実践できる知識、技能および態度や習慣を身につけます。

イ 問題を的確に捉えて、主体的に対応し、解決する能力を身につけます。

ウ 自己の知識、技能および態度や習慣を客観的に評価し、日々研鑽する能力を身につけます。

エ 共学する歯学・薬学・保健医療学部生との交流などを通じて、広い教養と豊かな人間性を身につけます。

オ 医学・医療の国際化に対応できる能力を身につけます。

カ 研究分野の発展に寄与できる創造性を身につけます。

③ 歯学部の教育目標

ア 歯科医療を地域・社会との関係において把握し、患者やその家族との信頼関係を重視しながら、チーム医療の一員として活躍できる知識・技能および態度を身につけます。

イ 口腔領域の疾患を全身との関わりにおいて把握する能力を身につけます。

ウ 歯科医療に係わる問題を正しくとらえて解決する能力を身につけ、生涯にわたって学習し続ける習慣を身につけます。

④ 薬学部の教育目標

ア 医療を担う薬の専門家として、薬学専門領域の高度な科学的知識と技能を身につけます。

イ 医療の担い手としての高い倫理性と豊かな社会性を身につけます。

ウ 社会のニーズを的確に理解し、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力と態度を身につけます。

エ 自己の知識、技能および態度や習慣を客観的に評価し、日々研鑽する能力を身につけます。

オ 医学・歯学・保健医療学部生との交流を活かし、質の高い患者本位のチーム医療を実践できる知識、技能および態度や習慣を身につけます。

⑤ 保健医療学部の教育目標

ア 人間の生命・尊厳に対して畏敬の念をもち、他者への理解と共感に基づいて人権を擁護することができる能力を身につけます。

イ 共学する医学・歯学・薬学部学生との交流などを通じて、広い教養と豊かな人間性を身につけるとともに、様々な学問・文化を学び、幅広い視野と柔軟で創造的な思考力を身につけます。

ウ 生涯にわたって研鑽していくことができる能力を身につけます。

エ 保健、医療、福祉に関わる多くの専門職に対して信頼と尊敬をもって連携し、

- チーム医療を実践することができる能力を身につけます。
- オ 保健医療学・医療の国際化に対応できる能力を身につけます。
- カ 研究分野の発展に寄与できる能力を身につけます。
- キ (看護学科) 論理的思考に基づいて看護学を探究するために、自ら考え、判断し、行動する主体性と相手の気持ちや立場を尊重する豊かな感性をもって看護ケアを実践する能力を身につけます。
- ク (理学療法学科) ひとりひとりの身体機能、動作、自己実現に関わる諸問題を多角的に把握し、問題解決を図るための能力を身につけます。
- ケ (作業療法学科) 意味のある作業の可能化を支援するために、高い倫理性・豊かな社会性と共に、科学的思考力及び問題解決能力を身につけます。

(2) 中期計画書の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ③ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ④ 経営陣と職員が中期的な計画を共有し、職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

⑤ 中期計画書の主な内容

以下の「中期ビジョンとしての5つの領域における方針」を具体化するための計画を示します。

ア 教育領域

初年次全寮制を基盤とした全人教育、医系総合大学である本学の特色を活かしたチーム医療教育のさらなる充実、附属病院や地域等における臨床実習による実践力の養成を通じて、「至誠一貫」の精神を具現化し、真心と情熱を持って医学・医療の発展と国民の健康増進と福祉に寄与できる医療人を育成します。

イ 研究領域

医系総合大学である本学の特色を活かし、医学医療に繋がる基礎研究およびその臨床研究への応用と研究倫理にも十分に配慮した研究を推進する。産学官連携等における共同研究を通じ、広く社会・国民の健康の発展に貢献することを目的とした医学研究の成果を発信します。

ウ 診療領域

超高齢社会に応じて附属8病院の特性や地域の実態に合わせた設備・診療体制、教育・研究体制を整備し、患者や地域の住民、医療保健福祉機関から信頼される病院運営を行います。

エ 管理運営領域

総務：大学を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、改善改革のPDCAサイクルを推進し、安定した経営基盤を構築するとともに大学と地域の発展のために相互の連携を強化します。

財務：中長期的な資金状況を踏まえ、強固な経営基盤を確立するための収支改善策を推進します。

- 人事：社会環境の変化に対応した労働環境・労働条件の整備を推進します。
- オ 施設設備領域
各施設のライフサイクルコスト(LCC)に基づいた適切な整備や効率的なエネルギー使用を推進します。

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。
ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その職務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、担当理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。

③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

① 職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

② 職員として理事となる者については、職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。

② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為および理事会運営規程に則り理事会に出席し財産の状況、理事の業務執行の状況について意見を述べる事ができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は3名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ② 監事は、監事の職務基準等に関する規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事は、適切な監査を実施するため、本法人が委託する独立監査人（監査法人）および内部監査室との連携・協力を推進し、三様監査の充実をはかります。
- ② 監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わる事ができません。

- ① 予算および事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員報酬に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項

- ⑥ 寄附行為及び寄附行為施行細則の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他理事会において特に必要と認めた事項

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア この法人の職員のうちから選任される者（16名以上24名以内）

イ この法人の設置する学校を卒業した者（年齢25才以上のものうちから選任されるもの16名以上22名以内）

ウ 昭和医科大学長

エ 学部長・富士吉田教育部長及び附属病院長のうちから選任される者（6名以上9名以内）

オ 学識経験者のうちから選任される者（5名以上7名以内）

カ この法人に功労ある者（5名以内）

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長は、昭和医科大学学長の選任等に関する規程に基づき任免します。学長の基本的な業務は、理事会の業務基準等に関する規程において「学長は、大学の基本的な教育理念に基づき、教育・研究の方針及び計画について理事会に提案するとともに、理事会の一員として経営的責任を負うことによって教育面と経営面の調和を保持し、もって教育・研究の向上を期する」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、職員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条の「本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、特に私学の本領を發揮しつつ、一般教育並びに医学、歯学、薬学、看護学、理学療法学、作業療法学に関する最高最新の学術を授け、併せてその奥義を極めることを目的とし、これによって高い教養と健全な良識と優秀な技能とを兼ね備え、もって社会の文化と公共の福祉に貢献し得る人材を養成する」という使命を果たすため、リーダーシップを發揮し、大学教学運営を統括します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 学長は、所属職員が、事業計画、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 副学長の役割

- ① 学校教育法に基づき、副学長を置いています。副学長の職務は昭和医科大学副学長に関する規程に定めています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については医学部、歯学部、薬学部、保健医療学部教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
 - ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）
 - ア 学位授与の方針・卒業時の達成目標（ディプロマ・ポリシー）
 - イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
 - ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
 - ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
 - ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 職員等に対して

- (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント：FD
 - ① 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため教育職員個々の教育・研究活動に係る事業計画を毎年度明示します。
 - ② 教育職員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD委員会を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。
- (3) スタッフ・ディベロップメント：SD
 - ① 教育に関わる事務職員、技術職員および教育職員等の資質・能力の向上を目的とする研修等を計画し実施します。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCA サイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事 (ハラスメント、公的研究費不正使用等)

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育研究上の基礎的な情報

- ア 学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの名称及び教育研究上の目的
- イ 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ウ 入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数
- エ 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- オ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- カ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- キ 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用
- ク 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ケ 教育上の目的に応じ学生が習得すべき知識及び能力に関する情報

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

※内容例 1) 法人の概要
・法人の沿革

- ・法人の組織図
- ・理事・監事・評議員の氏名
- 2) 事業の概要
 - ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況
- 3) 財務の概要
 - ・収支及び財産（貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較）

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ① 教育・研究に資する情報公開
 - ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
 - イ 社会貢献・ボランティア活動
 - ウ 大学間連携
- ② 学校法人に関する情報公開
 - ア 中期計画書

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

附則

- 1. このガバナンス・コードは、令和3年10月12日から施行します。
- 2. このガバナンス・コードの改廃は、総括担当理事協議会の審議を経て、理事会の承認を要するものとします。
- 3. 日本私立大学協会制定の「私立大学版ガバナンス・コード」に変更が生じた場合、その内容に準じて、このガバナンス・コードを改正します。